

2026 年 9 月 24 日

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被害を受けられた皆さまへ



令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリーパートナー 事故受付センター
フリーダイヤル 0120-0810-75
24 時間・365 日受付

災害救助法適用地域でご契約をいただいているお客さまへ

弊社では、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により災害救助法が適用された地域で、ご契約をいただいているお客さまを対象に継続（更新）契約の「契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、以下の窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は下記をご参照ください。

宅建ファミリーパートナー お客さま専用窓口
フリーダイヤル 0120-2058-33
受付：平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）

記

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日 (公示日)
千葉県	銚子市（ちょうしし） 木更津市（きさらづし） 野田市（のだし） 成田市（なりたし） 旭市（あさひし） 勝浦市（かつうらし） 流山市（ながれやまし） 鴨川市（かもがわし） 君津市（きみつし） 富津市（ふつつし） 袖ヶ浦市（そでがうらし） 南房総市（みなみぼうそうし） 匝瑳市（そうさし） 香取市（かとりし） いすみ市（いすみし） 栄町（さかえまち） 神崎町（こうざきまち） 横芝光町（よこしばひかりまち） 睦沢町（むつざわまち） 長生村（ちょうせいむら） 長南町（ちょうなんまち） 大多喜町（おおたきまち） 御宿町（おんじゅくまち） 鋸南町（きよなんまち）	9 月 20 日 (9 月 21 日)
東京都	大島町（おおしままち）	9 月 21 日 (9 月 21 日)

以上